

草加市特別支援教育就学奨励費支給要綱

平成 28 年 4 月 22 日
教 委 告 示 第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和 29 年法律第 144 号）の趣旨にのっとり、草加市立小中学校に就学する障害のある児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図るために市が行う特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特別支援学級 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 条）第 81 条第 2 項の規定により設置された特別支援学級をいう。
- (2) 保護者 学校教育法第 16 条に規定する保護者をいう。
- (3) 収入額 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和 29 年政令第 157 号）第 2 条第 1 号の規定により文部科学大臣が定める算定方法の例により算定した世帯の収入の額をいう。
- (4) 需要額 前年 12 月末日現在の生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 8 条第 1 項の規定により厚生労働大臣が定める基準（以下「保護基準」という。）の例により測定した保護者の属する世帯の需要の額をいう。

(支給対象者)

第 3 条 就学奨励費を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する児童生徒の保護者であって、生活保護法第 13 条の規定により教育扶助が行われている者（以下「要保護者」という。）及び草加市就学援助実施要綱（平成 27 年教委告示第 25 号）の規定により準要保護者に認定された者を除くものとする。

- (1) 草加市立小中学校の特別支援学級に就学する児童生徒
- (2) 草加市立小中学校の通常学級に就学する児童生徒で学校教育法施行令（昭和 28 年

政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当するもの

2 前項の規定にかかわらず、草加市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認める者については、市長は、これを支給対象者とすることができる。

（収入額・需要額調書の提出）

第4条 前条第1項各号のいずれかに該当する児童生徒の保護者は、毎年度、国の定める特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書（以下「調書」という。）を当該児童生徒の就学する小中学校の校長（以下「校長」という。）を経て教育委員会に提出しなければならない。

（支給区分及び支給対象者の決定）

第5条 教育委員会は、前条の規定により提出された調書について審査を行い、当該調書を提出した保護者をその経済的な負担能力の程度に応じて次のとおり区分し、支給対象者を決定する。

- (1) 収入額が需要額の2.5倍未満の者（要保護者及び準要保護者を除く。）
- (2) 収入額が需要額の2.5倍以上の者

2 教育委員会は、決定した支給区分等の結果について校長に通知するものとし、通知を受けた校長は、その内容を当該保護者に通知するものとする。

（支給項目）

第6条 市長は、支給対象者に対し、就学奨励費として次に掲げる費用を支給するものとする。ただし、前条第1項第2号に該当する支給対象者については、第2号から第4号までの費用に限る。

- (1) 学校給食費
- (2) 通学費
- (3) 現場実習交通費
- (4) 交流及び共同学習交通費
- (5) 修学旅行費
- (6) 校外活動等参加費
- (7) 学用品・通学用品購入費
- (8) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費

（支給額）

第7条 前条に掲げる費用に係る支給額は、毎年度、国が定める特別支援教育就学奨励費

補助金（小学校及び中学校分）の国庫補助対象限度額に準じ、予算の範囲内において教育委員会が別に定める。

（支給方法）

第8条 市長は、教育委員会の決定に基づき、就学奨励費を校長が指定する金融機関の口座へ振り込む方法により支給するものとし、校長は、当該費用を速やかに支給対象者に支給する。ただし、支給対象者から申出があったときは、当該支給対象者が指定する金融機関の口座へ振り込む方法により支給する。

（決定の取消し）

第9条 教育委員会は、支給対象者が虚偽の申請等不正な手段により就学奨励費を受給した場合は、その支給の決定を取り消すものとする。

（就学奨励費の返還）

第10条 教育委員会は、前条の規定に基づき就学奨励費の支給の決定を取り消した場合において、既に支給した就学奨励費の全部又は一部の返還を求めることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、就学奨励費の支給に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。